

第 14 回総会議事録

(令和 6 年 8 月 26 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第14回総会 議事録

日 時	令和6年8月26日（月）14時15分～15時35分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した7月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 令和6年度生産緑地地区指定の都市計画変更について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>20番 許可</p> <p>21番 許可</p> <p>22番 許可</p> <p>23番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>12番 許可相当</p> <p>13番 許可相当</p> <p>14番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>22番 許可相当</p> <p>23番 許可相当</p>

	<p>第4号議案</p> <p>35番 証明交付</p> <p>36番 証明交付</p> <p>37番 証明交付</p> <p>38番 証明交付</p> <p>39番 証明交付</p> <p>40番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>5番 証明交付</p> <p>6番 証明交付</p> <p>7番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>4番 利用確認</p> <p>5番 利用確認</p> <p>第7号議案</p> <p>1番 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>10番 協力</p> <p>11番 協力</p> <p>12番 協力</p> <p>13番 協力</p> <p>14番 協力</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時15分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第14回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号8番 白井 秀幸委員、9番 阿部 敏委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>20番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は譲渡人の息子の妻で、世帯内贈与となります。</p> <p>譲受人夫妻と譲渡人の3人の農家世帯で、水稻、小麦、露地野菜を栽培し、経営農地は全て効率的に利用されています。ただし、譲渡人の所有農地のうち非農地状態の土地がありますので、「第4号議案農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」39番の証明交付を許可要件とします。</p>

譲受人は年間 240 日農作業に従事しています。申請地では現在も地域との調和に気を配り、小麦の栽培をしています。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

20 番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員

昔から麦を作っている方です。現在もきれいに管理されています。他の農地もきれいなので問題ないと考えています。

議長

20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、20 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、20 番は第 4 号議案 39 番の証明交付を要件に許可と決定します。続いて、21 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は都筑区南山田町で露地野菜栽培を行っている方で、譲渡人の妹になります。申請地は譲受人所有農地と隣接しており、耕作が難しくなった譲渡人と話がまとまり所有権移転を希望されました。

譲受人世帯としての経営農地は 2 a あり、全て適正に耕作されていることを現地調査で確認しております。

申請地では現在と同様に露地野菜栽培を予定しています。

通作距離についても自宅から車で 7 分と問題なく、申請者本人は年間 200 日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。常時従事者は本人と夫の 2 名です。周辺との調和要件の点でも、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えております。

議長

21 番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員

カボチャやネギを作付けされています。姉から妹への所有権移転であり問題ないと考えています。

議長

21 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、21 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長 賛成多数と認め、21番は許可と決定します。
続いて、22番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は仲町台に本社を置く、農業を営む法人です。横浜市内では本社近くの折本町の農地を、管轄地区外では広島県内に、双方とも利用権で賃借し耕作しています。農業生産物を直売所などで販売するほか、スマート農業の企画開発をする法人に耕作時に得られたデータを有償で提供することで収益を得ています。

譲受人は都筑区内で農地の取得を検討していたところ、耕作放棄地になっている申請地の所有者から農地を手放したいとの申し出を受け、3条許可申請を行います。

申請地は所有者が市外居住者のため手入れがされておらず、耕作放棄地となっています。今年度中は除草と土壌改良を行い、来年度の4月頃からスイカやトウモロコシ等の露地野菜を定植する計画です。

譲受人の全部効率利用要件については、折本町の農地は現地確認を行い、広島県のものについては耕作証明の提出を受けており、問題ないことを確認しました。また、常時従事要件についても、社長をはじめ社員が年間200日以上従事し、臨時雇用者も手配することから問題はありません。

また、地域の調和要件についても、すでに耕作しており問題はなく、引き続き耕作を行うため、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長 22番について、地区担当は私になります。
現地は現在相当荒れています。きれいに管理してもらえればと思います。所有農地もきれいなため問題はないと考えております。

議長 22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員 荒れている農地がきれいに管理されるのは良いことですが、申請地一帯は昔造成されています。傾斜地が含まれる畑が多いため管理できるのか心配です。

議長 造成などは行わず現状のまま利用すると聞いています。管理については周囲も十分注意する必要があります。

事務局 申請地はほぼ平らな地形になっております。造成予定はないと確認はしていますが、今後もし造成を行うようであれば別途手続きが必要な旨は説明済みです。

スマート農業関連の事業を行っておりますが、申請地では農業用施設を設置する予定はなく、露地野菜畑として利用されるとのことです。

議長 他の委員から何かご意見はございますか。
無いようですので、22番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、22番は許可と決定します。
続いて、23番について事務局から説明してください。

事務局 譲渡人は相続で取得したものの高齢で耕作ができず、近隣の農地所有者が購入する話がまとまったため申請するものです。

申請地は、近隣の所有農地と同様に植木畑として効率的に利用する見込みです。

譲受人世帯の経営農地は、96aあり、露地野菜、果樹、植木として全て効率的に利用されています。

通作距離についても自宅から徒歩で2分と問題なく、申請者本人は年間200日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。常時従事者は本人と奥様と息子の3名です。周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。

議長 23番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員 譲受人は植木や野菜をやっており、農機具の保有状況からみても何ら問題のない方です。

議長 23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、23番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、23番は許可と決定します。
続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。12番について、事務局から説明してください。

事務局 申請者は遠方のため申請地の維持管理が困難であったところ、駐車場として借りたいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は申請地向かいのガソリンスタンドで給油のほか、車両整備や中古車販売を行っていますが、作業や駐車スペースが足りないため、業務効率が悪く、店舗内の通行が危険な状態です。それらを改善するため、ガソリンスタンド内に置いている預かり車両や中古車計10台を申請地に移動させ、空いた場所を作業スペースとします。申請地はそれらの車両に加え、受注を止めている分の中古車、コインパーキングに停めていた従業員用車両、業務車両計10台を置くため、合計20台の駐車スペースを作ります。また、南側に洗車スペースを設けます。

立地基準は第3種農地です。500m以内に青葉区役所、市ケ尾第一公園があり、前面

道路に上下水道管が埋設されています。

被害防除について、敷地内はコンクリート舗装とし、出入口部分の雨水は前面道路側溝へ排出し、駐車スペースの雨水は雨水本管へ接続します。洗車スペースの汚水は分離槽を経由し、汚水本管へ接続します。出入口以外の隣地境界にコンクリートブロック3段及びメッシュフェンスを設置します。

所有農地に違反はありません。給排水や出入口の側溝の占用許可について青葉土木事務所と調整しています。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

12番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。

森推進委員

隣接地権者からの承諾も得ており、関係法令についても問題ないということで、何ら問題ないと考えております。

議長

12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

坂田委員

申請地の西側が少し残ってしまうようですが、どういう状況なのでしょう。

事務局

農地ではありますが、今回の申請者とは別の方の所有地であるため、一緒に使うという計画ではありません。

議長

他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、12番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、12番は許可相当とし市に進達します。
続いて、13番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は、申請地で農園を開設していましたが、持病の悪化により維持管理が難しくなり令和5年4月に閉園しました。申請地から50mの資材置場で土木業を営んでいる法人が借り受けたいとの申し入れがあり転用を申請するものです。借受法人は、売上が15%程増加しており、既存の資材置場では鋼板の高さより資材がはみ出しており、従業員用駐車スペースは足りず路上駐車をせざるを得ない状況です。現在の資材置場から近く、必要面積が確保できる場所はここしかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に含まれません。

敷地内は転圧し砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。傾斜地かつ業務の効率化のため出入口を3か所設けます。出入口部分道路境には縁石埋め込み、その他北側道

路境界が一部農地側に越境しており、傾斜のため藁芝を貼り付けて土砂流出を防止します。西側・南側は既存コンクリートブロックとフェンスをそのまま活かします。南側一部が農地と隣接しているため、新たに鋼板を設置します。

申請者の所有農地に違反は見当たりません。

他法令その他手続きに関して、申請地は埋蔵文化財包蔵地に該当するため、土木工事を行う旨教育委員会に届出済みです。また、宅地造成規制区域に該当し傾斜を一部敷き均しますが手続不要であることを建築局に確認済みです。道路境界が農地に越境している部分の施工について、旭土木事務所に確認・了承済みです。

計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

13 番について、地区担当の河原推進委員の意見はいかがですか。

河原推進委員

以前は市民菜園になっていました。近隣の土木業者に貸す計画です。被害防除等も問題ありません。

議長

13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、13 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、13 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、14 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は高齢のため、農地の縮小を検討していたところ、近隣の自動車販売業を営む法人から、販売用の乗用車を保管する駐車場として賃借したいと申し出があったため、農地を転用するものです。

借受法人は、都筑区に本社及び事業所があります。現在使用している駐車場が地権者の都合で 10 月末までに退去しなくてはならなくなり、普通乗用車 40 台程度を駐車できる場所を探していたところ申請地が見つかりました。

立地基準は第 3 種農地です。前面道路に上下水管があり、500m 以内に市立川和小学校と川和町宿公園があります。

敷地内は転圧したのち厚さ 10 cm の碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。出入口は奥行き 10m、横幅 5 m 程度のコンクリート舗装を行います。北側は高さ 20 cm、東側は 40 cm、南側は既存ブロックの内側に 1 m の高さの土留め鋼板を新設します。西側については同一地権者の既存駐車場があるため、隣地の既存土留め鋼板をそのまま利用します。南側の土留め鋼板には、更に高さ 1 m の落下防止フェンスを設置します。東側の隣接農地は申請者の所有地です。耕作に問題ないことは確認済みです。

申請者に違反はありません。他法令との調整ですが、出入口を設置する際に前面道

路にあるグレーチングを一部コンクリート蓋に交換する工事を行います。そちらについては土木事務所に届出を提出済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

14 番について、地区担当の菅沼委員の意見はいかがですか。

菅沼委員

転用理由や計画については何ら問題ないと考えております。ただ、すでに転用済みである申請地の西側の土地について、雑草が道路に越境しているような状況です。新たに転用するからにはこちらの方もしっかり管理してもらえよう事務局から伝えてもらっています。

議長

事務局から補足説明はありますか。

事務局

草刈りについては、代理人を通じて依頼しています。また、東側の申請者所有農地についても草が伸びて入りづらい状況になっているため草刈り等行っていただくようお願いしています。

議長

14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、14 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、14 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。22 番について、事務局から説明してください。

事務局

借受法人は青葉区市ケ尾町に主たる事務所を構える新車・中古車販売や修理及び整備を行う事業者です。現在、港北区綱島東で500㎡の駐車場を借地していますが、近年事業拡大に伴い保管車両が増加したことで車両の入れ替え際などで、公道に車両を一時的に待機させ、周辺交通の妨げと歩行者等への危険がおよぶ可能性があります。そのため、既存の借地面積よりも広い土地を探していたとのことです。

立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に南山田たけとんぼ公園とやまた保育園があり、前面道路に上・下水道管があります。

被害防除についてです。敷地内は全面砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。

道路と歩道に面している境界沿いにはコンクリートブロック1～3段と目隠しフェンスを新設し土砂流出を防ぎます。建物に面する境界沿いには既存のブロックを活かします。出入口部分は、アスファルト塗装した上で、アコーディオンゲートを設置します。出入口部分のアスファルト塗装に伴う雨水処理と歩道への車両横断とバス停留所付近での事業について都筑土木事務所に協議済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長 22 番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員 申請地は中原街道に面しています。道路幅は十分であり車の出入りは問題ありません。

議長 22 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、22 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、22 番は許可相当とし市に進達します。
続いて、23 番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人は不動産管理業を営む法人で、関連会社で建設資材及び建設機械の販売及びリースを行っている法人に資材置場として貸す計画です。借受法人は関東圏内で事業を行っておりますが、近年の神奈川県内での顧客増加に対応するため埼玉県内にある資材置場の一部を神奈川県内に移転をさせる必要がありました。また事業拡大に伴う資材増加に対応するため現在、埼玉県で借りている資材置場より大きい面積の土地を必要としていました。埼玉県から高速道路を使つてのアクセス、インターからの距離、地形等の条件を満たす土地は申請地のみでした。

立地基準は第 2 種農地です。申請地は市街化区域から 500m 以内にあり、周辺の集団農地は 10ha 未満です。

被害防除について、隣地境界はフラットパネル、出入口にはパネルゲートを新設します。申請地は一部砂利敷にし、残りはコンクリート舗装し、雨水は、浸透グレーチング及び浸透柵を設け処理します。雨水浸透阻害行為許可について、下水道河川局河川管理課で受付済となっています。

譲受人に違反転用はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長 23 番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員 事務局と現地を確認いたしました。何ら問題ないと考えます。

議長 23 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、23 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長

賛成多数と認め、23番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。35番から40番までについて、事務局から説明してください。

事務局

35番について、立地基準は第2種農地です。17年間、住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

36番について、立地基準は第2種農地です。10年間、資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

37番について、立地基準はその他2種農地です。17年間山林であることを航空写真で確認しました。

38番について、申請地は市街化区域です。本来であれば、農地転用届出による処理とするところですが、それが困難な状況だったため、非農地証明申請を受け付けています。経過について、ご説明します。申請地は、申請者を含めた2名の共有名義となっています。農地転用届出の場合、民法上の共有物の処分・変更行為に当たるため、当事者全員の連名での申請が必要となります。今回、共有者の1名の協力が得られず、実質的に転用届出ができない状況でした。一方で、非農地証明は民法上の保存行為に当たるため、共有者のうち1名からの申請で受け付けられます。現地の状況は長らく共同住宅敷地の一部として非農地化しており、また市街化区域であっても非農地証明を拒むものではないことから、今回、非農地証明にて処理する運びとなりました。立地基準は市街化区域で、10年間宅地であることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

39番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

40番について、立地基準は第3種農地です。16年間住宅敷地及び駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長

35番から40番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、35番から40番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、35番から40番までにつきまして証明交付とします。

続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。5番について、事務局から説明してください。

事務局

当該地は一般調整区域の農地です。相続人は露地野菜を栽培しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済みです。現地の状況については地区担当の菅沼委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。

除外物は電柱が1本と、農業用の駐車場があります。申請地は適切に管理されてい

ます。以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長 5番について、地区担当の菅沼委員の意見はいかがですか。

菅沼委員 きれいに管理されていることを確認しています。家の周りの農地なので今後もきれいに管理されると思います。

議長 5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、5番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、5番は証明交付とします。
続いて、6番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきましては、令和6年2月3日に被相続人がお亡くなりになり、子が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。8月19日に地区担当の飯田委員と相続人と現地立会いを行いました。
現地はすべて生産緑地です。一部を農園として開設しており、その他露地野菜畑やタケノコ畑として適切に耕作されています。除外物は、農園部分の農業用倉庫です。
以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。

議長 6番について、地区担当の飯田委員の意見はいかがですか。

飯田委員 申請者は10数年前から被相続人と畑と一緒にやってきた方なので問題ないと考えております。

議長 6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、6番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、6番は証明交付とします。
続いて、7番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきましては、令和6年2月1日に被相続人が亡くなり、息子であ

る相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。

8月21日に地区担当の飯塚推進委員と相続人と事務局で現地立会いを行いました。

現地調査の結果、申請地は露地野菜畑、果樹畑として全て良好に耕作されていることを確認しています。申請地の状況については、農業用機械置場、農業用倉庫、稲荷、隣地の共同住宅の駐車場越境部分、電柱を除外しております。また、相続人は終身営農であること、3年ごとの現地確認があることなど、相続税納税猶予の制度を十分に理解されています。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。

議長

7番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。

飯塚推進委員

大変きれいに管理されています。最近はお子さんも手伝い始めたとのことで問題ないと考えています。

議長

7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、7番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、7番は証明交付とします。

続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。4番について、事務局から説明してください。

事務局

現地調査の結果、施設花き・露地野菜として当該地が適正に管理されていることを確認しております。除外としては農業用倉庫および雑木林となっています。

以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。

議長

4番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。

佐藤推進委員

全く問題ないと思います。

議長

4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、4番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長 賛成多数と認め、4番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。
続いて、5番について事務局から説明してください。

事務局 現地の状況については、7月11日に地区担当の小島委員に申請者立会のもと、確認いただいております。対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております

議長 5番について、地区担当の小島委員が欠席のため、代わりに坂田委員お願いします。

坂田委員 しっかり耕作されていると小島委員から報告がありました。

議長 5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、5番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、5番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。
続いて、第7号議案「農地造成工事の承認について」1番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は道路面より約1.5m高いため法面が多く、また隣地が宅地で土地自体が不整形なこともあり、耕作面積が十分に確保できず、高低差により農機具等も直接入れられないため、農地としての有効利用が難しい土地でした。このため、切土により道路面との高低差を減らしつつ、耕作面積を確保するという土地所有者の意向から農地造成するものです。

盛土はなく、切土だけの計画となっています。このため、土の搬入はなく、切土により生じた土は申請地の道路向かいの造成主の果樹畑へ搬入し、通常の管理行為の範疇で客土します。切土高は最大で0.9mです。

申請地の北側、西側は道路と接しています。東側は畑に隣接しており、申請地と同じく地盤高が道路面より高くなっています。南側は造成主所有の宅地で、申請地とともに切土する計画となっています。

今回、切土により申請地と道路面との高低差は約40cmになり、道路境界から約10cmセットバックした位置にL型擁壁及びフェンスを施工します。東側農地との高低差は東側農地側が約90cm高くなりますが、L型擁壁及びフェンスで地盤を支えます。計画内容は隣地所有者に説明し、同意は取れています。

当計画で横浜市の技術基準に適合していることを確認しています。また、農用地で

	<p>はないため、農振整備計画への支障がないことも確認しています。</p> <p>以上、十分な安全措置は取られており、隣接農地等への影響は少ないと思われますので計画は妥当と考えます。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の関口推進委員の意見はいかがですか。</p>
関口推進委員	<p>小さい面積ですし、切土も1m未満のため何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は承認と決定します。</p> <p>続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。10番から14番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>10番から13番については主たる従事者証明を発行済みです。14番は生産緑地指定から30年経過による買取申し出です。</p> <p>市長より農業者の皆さまへのあっせん等の協力依頼がありましたので、情報提供させていただきました。買取希望がある場合は、9月5日(木)を期限として、事務局までご連絡いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>10番から14番について、あっせんに協力します。</p> <p>以上で、第14回総会審議事項の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。</p>
野路職務代理	<p>報告事項第1号から第8号について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)</p>
野路職務代理	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。</p> <p>これもちまして、第14回総会を終了します。</p>
	<p>(閉会 15時35分)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名人

署名人

令和6年8月26日開催 第14回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		欠席	
6	平本武夫		出席	
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		出席	議事録署名人
9	阿部敏		出席	議事録署名人
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		欠席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		出席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		出席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし